



鳥取県公報

令和8年8月28日（金）
号外第46号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（4）（交通企画課）・・・・・・・・・・ 2

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月28日

鳥取県公安委員会委員長 笠 田 直 樹

鳥取県公安委員会規則第4号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
別表第1（第3条関係） （1）道路標識等による交通の規制（<u>令第11条又は令第27条に規定する速度</u>を超える最高速度の規制を除く。）の対象から除外する車両 お列自動車（天皇の行幸、皇后、皇太子及び皇太子妃の行啓並びにその他の皇族のお成りの自動車お列として編成された自動車をいう。）及び警護列自動車（自動車に乗車している者の警護を行うため、当該自動車並びにその前方及び後方等を進行する警察用自動車により車列を編成された自動車をいう。） （2）略 （3）最高速度の規制（<u>令第11条又は令第27条に規定する速度</u>を超えるものを除く。）の対象から除外する車両 交通の取締りに従事している車両 （4）・（5）略	別表第1（第3条関係） （1）道路標識等による交通の規制（<u>高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）</u>にあつては100キロメートル毎時、<u>その他の道路にあつては60キロメートル毎時</u>を超える最高速度の規制を除く。）の対象から除外する車両 お列自動車（天皇の行幸、皇后、皇太子及び皇太子妃の行啓並びにその他の皇族のお成りの自動車お列として編成された自動車をいう。）及び警護列自動車（自動車に乗車している者の警護を行うため、当該自動車並びにその前方及び後方等を進行する警察用自動車により車列を編成された自動車をいう。） （2）略 （3）最高速度の規制（<u>高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）</u>にあつては100キロメートル毎時、<u>その他の道路にあつては60キロメートル毎時</u>を超えるものを除く。）の対象から除外する車両 交通の取締りに従事している車両 （4）・（5）略																				
別表第2（第7条の2関係） <table><tr><th>路線名</th><th>区間</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>一般国道179号</td><td><u>東伯郡湯梨浜町大字久留地内長瀬東交差点から倉吉市東巖城町地内中部総合事務所先交差点まで</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>主要地方道倉吉由良線</td><td>東伯郡北栄町西園地内一般国道9号と接続する地点から同町西園地</td></tr></table>	路線名	区間	略		一般国道179号	<u>東伯郡湯梨浜町大字久留地内長瀬東交差点から倉吉市東巖城町地内中部総合事務所先交差点まで</u>	略		主要地方道倉吉由良線	東伯郡北栄町西園地内一般国道9号と接続する地点から同町西園地	別表第2（第7条の2関係） <table><tr><th>路線名</th><th>区間</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>一般国道179号</td><td><u>東伯郡湯梨浜町大字久留地内湯梨浜町役場入口交差点から倉吉市東巖城町地内中部総合事務所先交差点まで</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>主要地方道倉吉由良線</td><td>東伯郡北栄町西園地内一般国道9号と接続する地点から同町西園地</td></tr></table>	路線名	区間	略		一般国道179号	<u>東伯郡湯梨浜町大字久留地内湯梨浜町役場入口交差点から倉吉市東巖城町地内中部総合事務所先交差点まで</u>	略		主要地方道倉吉由良線	東伯郡北栄町西園地内一般国道9号と接続する地点から同町西園地
路線名	区間																				
略																					
一般国道179号	<u>東伯郡湯梨浜町大字久留地内長瀬東交差点から倉吉市東巖城町地内中部総合事務所先交差点まで</u>																				
略																					
主要地方道倉吉由良線	東伯郡北栄町西園地内一般国道9号と接続する地点から同町西園地																				
路線名	区間																				
略																					
一般国道179号	<u>東伯郡湯梨浜町大字久留地内湯梨浜町役場入口交差点から倉吉市東巖城町地内中部総合事務所先交差点まで</u>																				
略																					
主要地方道倉吉由良線	東伯郡北栄町西園地内一般国道9号と接続する地点から同町西園地																				

	内一般県道羽合東伯線と接続する地点まで		内一般県道羽合東伯線と接続する地点まで
主要地方道 倉吉由良線	東伯郡北栄町由良宿地内一般国道9号と接続する地点から同町由良宿地内北栄町役場大栄庁舎前交差点まで		
略		略	
一般県道福部岩美線	鳥取市福部町細川地内細川西交差点から岩美郡岩美町大字河崎地内岩美消防署前交差点まで	一般県道福部岩美線	鳥取市福部町細川地内細川西交差点から岩美郡岩美町大字河崎地内岩美消防署前交差点まで
一般県道木地山倉吉線	倉吉市米田町地内米田町交差点から同市上灘町地内上灘小学校前交差点まで		
略		略	
一般県道羽合東伯線	東伯郡湯梨浜町大字田後地内田後西交差点から東伯郡琴浦町大字槻下地内二軒屋交差点まで	一般県道羽合東伯線	東伯郡湯梨浜町大字田後地内田後西交差点から東伯郡北栄町西園地内主要地方道倉吉由良線と接続する地点まで
略		略	

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。